



土監発第75号
令和4年7月22日

土浦市長 安藤 真理子 殿
土浦市議会議長 小坂 博 殿
土浦市民生委員児童委員協議会連合会
会長 羽成利広 殿
土浦全国花火競技大会実行委員会
会長 安藤 真理子 殿

土浦市監査委員
土浦市監査委員

藤田雪絵
内田卓男



令和4年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による令和4年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

令和3年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

団体名	所管部課名	補助金	金額
土浦市民生委員児童委員協議会連合会	保健福祉部 社会福祉課	交付額	13,200,000円
		返還額	3,664,642円
		補助金額	9,535,358円
土浦全国花火競技大会実行委員会	産業経済部 商工観光課	交付額	81,000,000円
		返還額	23,402,270円
		補助金額	57,597,730円

第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

1 団体に関する事項

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (8) 精算報告は適正に行われているか。
- (9) 精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (10) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- (13) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

2 市所管部課に関する事項

- (1) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。
- (4) 随時社会情勢に合わせて見直されているか。

- (5) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (6) 公益上の必要性は十分か。
- (7) 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。
- (8) 貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (9) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (10) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (11) 補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (12) 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- (13) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- (14) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (15) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (16) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- (17) 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (18) 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。
- (19) 行われている場合、その内容や理由は妥当か。

第4 監査の主な実施内容

土浦市監査基準に準拠し、監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員及び市所管部課職員へのヒアリングを実施した。

本監査においては、対象団体職員及び市所管部課の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

1 土浦市民生委員児童委員協議会連合会

	日程	場所
事前監査	令和4年5月6日（金）～13日（金）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和4年5月24日（火）	土浦市役所庁議室

2 土浦全国花火競技大会実行委員会

	日程	場所
事前監査	令和4年5月6日（金）～13日（金）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和4年5月24日（火）	土浦市役所庁議室

第6 監査の結果

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部の事項を除き、おおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

指摘事項

1 土浦市民生委員児童委員協議会連合会

(1) 補助の目的等について	土浦市民生委員児童委員協議会連合会事業費補助金交付要項（以下「民生委員要項」という。）によれば、補助金の交付対象は、土浦市民生委員児童委員協議会連合会（以下「連合会」という。）が行う事業に要する経費とされているが、実際には、連合会の事業とは言えない民生委員個人に対する費用弁償等が補助対象となっており、どんな目的で誰にどんな経費を補助する事業なのか整理し直す必要がある。
(2) 補助金の精算に関する規定について	本市が補助金等を交付する場合は、土浦市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に定める手続き等によることになっており、個別の交付対象や条件を民生委員要項に定めている。交付規則によれば、補助金は、交付額が確定した後に交付することを原則としているが、本件補助金は、概算払いをしていることから、民生委員要項に概算払いができる旨及びその精算に関する規定を定める必要がある。
(3) 補助額について	民生委員要項によれば、本件補助金は、民生委員・児童委員1人につき年額55,000円を交付することとされているが、その算出基礎が明確でなく、補助金の交付額が妥当であるか判断で

	きうことから、補助額の透明性を確保するためにも算出基礎を明確にする必要がある。
(4) 補助対象経費及び補助率について	補助金の額の確定を行うためには、補助金が補助対象経費に充当されているかを確認する必要があるが、民生委員要項では、補助対象経費を「連合会が行う事業に要する経費」と規定しているのみで、補助の対象となる経費の費目やその費目ごとの補助率が明確でなく、適正な補助金の交付額の確定が困難であると推察されることから、民生委員要項に補助の対象となる費目やその費目ごとの補助率を定める必要がある。
(5) 間接補助について	連合会は、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）に本件補助金の一部を運営交付金として交付しているが、その際、運営交付金の使途を明示しておらず、地区民児協によって充当する費目や額がまちまちになっている。 連合会から地区民児協に対する間接補助は、本件補助金を財源としているものであるから、公益上の必要性がなければ運営交付金に充当することはできないものであるため、間接補助の対象となる経費及びその補助率を定める必要がある。
(6) 負担金への充当について	連合会は、その事務費として、土浦市民児協連合会互助会負担金等の負担金に本件補助金の一部を充当している。 土浦市民児協連合会互助会負担金等は、民生委員に慶弔費や退職給付を行う事業に係る経費の負担を会員である民生委員に求めているものと推察されるため、当該事業の利益を受ける民生委員個人それが負担すべきものであり、補助金を充当するのではなく、別途会費を徴収し、負担金に充当すべきである。
(7) 地区民児協の支出内容について	地区民児協は、会費を徴収せず、県、市及び社会福祉協議会からの補助金等により運営されているが、その支出の中には、お歳暮・寄附、慶弔費等の補助金の交付対象とは認め難いものが含まれている。 それらの経費に市の補助金は、充当されていないようであるが、市の補助金を交付対象と認め難いものに充当し、返還を求ることにならないよう、市長は適切な指導をされたい。
(8) 繰越金について	地区民児協は、会費を徴収せず、県、市及び社会福祉協議会からの補助金等により運営されているが、用途が不明な多額の繰越金がある。 過去の収入状況は、明らかでないものの、現状と同じだとすれば、県、市又は社会福祉協議会の補助金等が繰り越されていることになり、適切とは言い難いため、市長は繰越金の必要性やその額を検証するよう指導されたい。

2 土浦全国花火競技大会実行委員会

(1) 補助金の額の算定について	<p>土浦市観光事業関係補助金交付要項(以下「観光要項」という。)には、補助対象経費が「土浦全国花火競技大会の開催及びその関連事業の実施に要する費用」、補助率及び補助金の額が「定額」と規定され、本年度は、8,100万円の補助金を交付しているが、その算出基礎が明確ではない。</p> <p>花火競技大会を実施することに公益上の必要性があるということは理解できるものの、その経費全てを補助金で賄うことができる訳ではなく、補助金を交付する必要がある経費等の積算によって補助金の額を算出し、当該額が補助金の交付額となるべきものと推察される。</p> <p>補助金は、市税その他の貴重な財源で賄われており、必要以上に補助金を交付することのないように補助対象経費、補助率、補助金の上限額等を定めることにより、花火競技大会等の実施に必要な補助金の額をきちんと算定できるようにする必要がある。</p>
(2) 補助対象経費及び補助率について	<p>本年度は、土浦全国花火競技大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)の収入のほとんどが補助金であるが、例年であれば、桟敷席販売等の自主財源があり、補助金の占める割合は、3割から4割程度である。</p> <p>補助事業の総事業費に占める補助金の割合がそれほど高くなく、どの経費に補助金が充当されているか明らかになりにくいため、補助金の額の確定に支障をきたすおそれがあると推察されることから、補助対象となる経費と補助対象とならない経費を明確にし、それぞれの経費の費目ごとに補助率を観光要項に定め、補助対象となる経費及び補助率を明確にする必要がある。</p>

第7 監査委員の意見

監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものについては、次のとおりである。

意見

1 土浦市民生委員児童委員協議会連合会

(1) 精算報告書について	本件補助金については、概算払いされていることから、補助金の額の確定後に不用額を精算する必要があり、不用額の返金の手続きは行っているものの、精算の内容を示す精算報告書が提出されていなかったことから、市長は適正な処理となるよう指導されたい。
(2) ポイントの扱いについて	<p>領収書を確認したところ個人の会員カードに利用ポイントが付与されている事例があった。</p> <p>補助金の交付目的外で個人に利益を付与することになり、適切でないと考えられるので、市長は個人の会員カードに利用ポイントが付与されている場合の取扱いについて検討されたい。</p>

(3) 領収書が確認できないことについて	連合会から交付金が支出されている地区民児協の領収書等の証票を確認したところ、領収書が確認できないものがあった。補助対象経費に含まれるものかは確認できなかったが、補助対象経費に含まれるものであれば、市長はほかの方法により支出したことを確認するようにされたい。
(4) 領収書の宛名の記載について	連合会から交付金が支出されている地区民児協の領収書等の証票を確認したところ、領収書に宛名が記載されていない事例があつたので、市長は適正な処理となるよう指導されたい。
(5) 交付額の見直しについて	連合会から交付金が支出されている地区民児協の中には、本年度交付された金額を超える繰越金があるものも見受けられる。連合会から交付金を受けるまでの経費として必要な額を繰り越しているものとは考え難く、前年度と同額の繰越しを認めるというのも合理的とは言えないため、繰越金の額を考慮した交付額となるよう見直しを検討されたい。
(6) 補助の条件について	市が連合会に交付した補助金交付決定通知には、補助の条件が記載されていないが、補助の条件が全くないことはあり得ないため、補助の条件を明記するようにされたい。
(7) 補助金の交付決定について	補助金の交付決定に際し、地区民児協に間接補助する運営費については、予算書等が提出されていなかった。間接補助であっても、補助対象となる経費を精査し、事業の実施に必要な額を交付決定するようにされたい。
(8) 補助金額の確定について	補助金額の確定の際、間接補助をしている地区民児協の決算書については、精算があった地区のものだけしか添付されておらず、地区民児協の支出内容については、補助金額の確定に必要な審査が不十分であったと見受けられることから、市長は適正な処理となるよう指導されたい。

2 土浦全国花火競技大会実行委員会

(1) 事業の変更手続きについて	当初計画した花火競技大会を中止し、代替として実施した事業については、変更承認の手続きを経てはいるものの本来の補助対象である「土浦全国花火競技大会の開催及びその関連事業の実施に要する費用」に該当する事業であるとは言えないため、別途予算を組み、別の補助事業として実施すべきものであったため、適正な処理を心掛けられたい。
(2) 業務の実施主体について	実行委員会が実施した桜川左岸の草刈等について、例年は花火競技大会の会場整備として実行委員会で実施することは理解できるが、本年度は花火競技大会を中止したため、補助事業として実行委員会で実施する理由がなく、商工観光課の業務として実施すべきものであったため、適正な処理を心掛けられたい。